

議案第67号

寒川町職員の修学部分休業に関する条例の制定について

寒川町職員の修学部分休業に関する条例を次のように定める。

令和2年11月26日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

職員の修学部分休業について必要な事項を定めるため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町職員の修学部分休業に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員(法第26条の2第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)の修学部分休業(同項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (修学部分休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、修学部分休業をすることを承認することができる。

2 修学部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

#### (教育施設)

第3条 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等専門学校及び大学
- (2) 学校教育法第124条の規定による専修学校
- (3) 学校教育法第134条の規定による各種学校
- (4) 前3号に掲げる教育施設に準ずるものとして任命権者が認めるもの

#### (修学部分休業の期間)

第4条 法第26条の2第1項の条例で定める修学に必要なと認められる期間は、2年とする。

(修学部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第5条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号。以下「給与条例」という。)

第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。この場合において、同条中「及びこれに対する地域手当の月額」とあるのは「及び管理職手当並びにこれらに対する地域手当の月額」と読み替えるものとする。

(修学部分休業の承認の取消事由)

第6条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。